

北海道地主制の二段階規定

浅田 喬 二

一、北海道地主制研究の現状と課題

戦前における北海道地主制の研究は地主的土地所有の現代的意義というような問題意識はなく、土地制度史研究の一部分として取扱われていたのであって、それは土地立法・土地政策の史的考察という視点から検討されていたのである。⁽¹⁾しかし、この土地立法の史的考察といっても、この土地立法が、北海道における地主的土地所有の形成に如何なる歴史的役割を果たしたかという分析視点からではなく、史実の忠実な紹介が、その中心の問題であった。したがって、この土地処分法の史的考察から地主的土地所有生成の地域的差異も分析の対象とはならなかつたのである。

△ノート▽ 北海道地主制の二段階規定

たのである。

戦後はこの土地制度史研究にひきつづいて小作制大農場の資料を収集して若干の検討を加えたものが現われるのであるが、これは農場⁽²⁾地主的土地所有の本格的研究というにはまだまだほど遠いものであった。そして、農地改革の評価について種々の論議が行なわれるようになって、個別農場の本格的分析が典型的な華族農場たる徳川義親侯農場、蜂須賀正韶侯農場⁽³⁾、財閥資本地主の典型としての三井合名会社社斜里農場⁽⁴⁾について、個別具体的に行なわれはじめるようになる。

これ等の個別農場の研究では、日本地主制、そのなかで典型的な千町歩地主地帯として展開をとげた北海道地主制のなかで、華族地主・財閥地主の占める位置及びその歴史的役割が把握されてなく、個別農場の分析以上に北海道地主制の運動法則についての発言はなされないままに終わっている。これは北海道地主制の生成・展開・後退という全運動過程が、総括的・体系的に把握されていなかった研究段階の制約によるものと考えられる。もし、北海道地主制の大量的・総括的把握が統計的分析によってなされておれば、これ等の個別具体的研究は、包括的・体系的の研究の問題とする論点を一層精密化し、さらには事実認識を深化・豊富化したと考えられ、そして、農地改革前夜における北海道地主制の全貌が明らかになったと考えられる。このよう

な体系的・理論的研究の一応の成果の上に、個別具体的研究をさらに積上げることは北海道地主制研究の果たすべき主要な課題であらう。⁽⁵⁾

北海道地主制の包括的・体系的の研究にとっては、地主的土地所有の段階論的把握が必要ではないかと考えられる。それは明治維新以後北海道開拓は進展するのであるが、この明治期に生成・発展しはじめた地主的土地所有と、農地改革前後の地主的土地所有とは同一の論理では規定しえない土地所有に転化しているのではないかと考えられるからである。地主制の生成期から農地改革前までの半封建的農業構造の根本的矛盾は、少数者の土地独占とその対極における農民的小経営の広汎な存在という土地所有の不均等にあったのであるが、地主的土地所有の発展過程において、根本的矛盾の本質は変化しないとしても、根本的矛盾の成長過程によって、この矛盾の発現形態は種々なる様相を呈するであらう。そのことによって、根本的矛盾によって規定される大小さまざまな矛盾は一部のみは激化し、他の一部のみは一時的或は局部的に解決されたり緩和されたりし、また他の一部のみは新しく発生したりするであらう。このように根本的矛盾は変化しないとしても（これが変化すれば地主的土地所有は、他の異質の土地所有に転化し、半封建的土地所有・半封建的農業構造は解体する）、根本的矛盾の両側面をな

す地主的土地所有と小農民経営の変化或はこの根本的矛盾によって規定されている大小さまざまな矛盾が変化することによって、地主制はその推転過程で量的変化・局部的な質的变化を生起して、この過程にはいくつかの段階性が現われてくるであらう。⁽⁷⁾ このことは地主的土地所有が局部的に変質していくつかの発展段階を経過し、また地主的土地所有の存立基盤たる小農民生産様式も、いくつかの発展段階をとるものと考えられる（この両者は矛盾の両側面をなすので、同一性と闘争性をもつことはいくまでもない）。このような地主的土地所有の発展段階を総括して、北海道地主制の包括的・体系的把握が可能となるであらう。

かくして、北海道地主制の包括的・体系的把握には、(一)日本資本主義の発展段階（地主と資本との共棲関係の内実及びその段階的差異）、(二)小農民の経営の発展段階、の二つを媒介環として検討することが必要である。そして、小農民経営の発展段階はつぎの三点の統一的把握によって規定することが可能となるであらう。(イ)農民的小経営の存立基盤たる土地所有の不均等性の量的把握、これはその対極に少数者による土地独占の存在があり、この地主的土地所有の土地独占度の量的検討、(ロ)この地主的土地所有に規制された農民的小経営の存在形態及び展開過程、いかえれば農民層分解の方向と性格、特に小農民経営

の生産力構造の検討、(イ)農民的小経営の担い手、農業生産力の人的構成要素たる農業労働力の存在形態・社会的性格の検討、換言すれば、地主支配の構造、経済外的強制の体系の史的検討が必要となる。

注(一) 土地制度史の代表的研究としては、上原徹三郎氏の

「北海道開拓極初期に於ける土地制度」(北海道大学法経会『法経会論叢』第六卷、昭和一三年)から開拓初期、開拓第三期、開拓第四期、「北海道開拓第五期における土地制度と第一期より第五期に至る総括的結論」(北海学園大学経済学会『経済論集』第二号、昭和二九年)に至る一連の研究がある。戦後はこの上原氏の研究をふまえて土地制度史の研究を総括したものとして高倉新一郎「北海道土地制度史」(北海道庁『北海道農地改革史』(上、昭和二九年)がある。

(2) 例えば北越殖民社農場を中心的に取扱った、野幌部落会『野幌部落史』(昭和二二年)、富田四郎『会社組織に依る北海道開拓の研究―日高国、赤心株式会社を中心として―』(昭和二七年)が代表的なものであるが、いずれも資料的には貴重なものである。

(3) 徳川農場については、林善茂「徳川農場発達史」(一)―(四)北海道大学『経済学研究』第五、六、一三卷、昭和二九―三三年)があるが、これはまだ完結してお

らず、この徳川農場の決算書の分析を通じて小作制大農場の変質過程を真正面から取上げて、詳細な検討を行なったものに、榎勇「北海道における小作制農場の変質過程」(北海道立農業研究所『北海道農業研究』第一三三号、昭和三二年)がある。これ等はいずれも、華族農業の検討に際して貴重な資料を取録している。

蜂須賀農場については旗手勲「北海道における小作制大農場の研究」一―四(前掲、『北海道農業研究』第一四、一五、一六、一八号、昭和三三―三五年)がある。この研究においては著者自身ものべているように「大正中期以降、とくに昭和以後については一部の事実を羅列したにすぎず」、昭和期以後の研究は後日に譲られている。なお蜂須賀農場の資料としては同氏の収集した『北海道における小作制大農場の研究―資料篇―』(昭和三〇年)が北海道立農業研究所より出されている。

(4) 三井合名会社斜里農場については保志恂「農業危機と地主経営の生成」(前掲、『北海道農業研究』第一〇号、昭和三一年)及び「農地改革と資本主義的大経営」(前掲、『北海道農業研究』第一三三号、昭和三二年)があるが、これは資料の關係もあって徳川農場、蜂須賀農場の検討ほどの精緻さはないが、北海道地主制の研究について大胆な問題提起を行なっている点で注目

△ノート▽ 北海道地主制の二段階規定

二五八

すべき研究である。

- (5) しかし、北海道地主制の統計的分析を基礎とした包括的研究が皆無なわけではなく、湯沢誠氏の「北海道農業の発展構造と特質」(伊藤俊夫編『北海道における資本と農業』、昭和三年)で、農業生産の発展、農業層分解との関連を重視しつつ、開拓初期から農地改革後に至る北海道地主制の動向を日本資本主義の発展段階に応じて概括されているが、この研究ではつぎの諸点が欠除しているため北海道地主制の体系的研究としては十全なものではない。(イ)北海道地主制推転の諸劃期、特に五〇町歩以上大地主の所有規模別推移の検討、(ロ)北海道地主の地域別構成の全面的検討、(ハ)北海道地主の系譜別類型考察、(ニ)地主的土地所有の変貌過程に対応して、小作人労働力の存在形態、社会的性格が如何に変化したか、つまり、地主的土地所有が小作人から剰余労働を収奪するための「農民の人格に対する直接的権力」(レーニン)―経済外的強制的諸形態の変化の研究。このほか、北海道地主制の総合的研究ではないが、地主制成立期に問題をしばって、地主制形成の前提条件たる農民的商品生産の展開を中心に、地主的土地所有の生成過程を究明に検討したものとして、杉上忠幸「北海道における地主制形成の前提」―
- ―三(北海道大学農学部農業経済学教室『農経論叢』

第一五一―一七集、昭和三四―三六年)がある。

(6) 西山武一「農地改革と資本、地主及び農民」、三六―三七頁(『本誌』、第六卷第四号、昭和二十七年)参照。

(7) 矛盾の運動と発展段階との関連については毛沢東「矛盾論」、三〇―三一頁(『毛沢東選集第三卷』、昭和二十九年)参照。

二、地主的土地所有の変貌過程

北海道地主制は国有未開地の大規模な松下を基軸として成立するのであるが、この大土地所有者はその当初において、洋式農法の直輸入による直営大農場を意図し、また実際に行なったところもあるが、この直営大農場は資本制的大農場ではなくして、小作制度と結合した形態のものであった。そして、この小作経営は直営大農場の労働力不足を、小作人の賦役地代的性格の労働力によって、恒常的に補足するという役割を果たしたのである。かくして、この直営大農場は一九世紀末―二〇世紀初頭のロシアの地主経営―「雇役制度」に類比される性格のものである。⁽⁸⁾

この半封建的な大規模直営農場は発展の素地をもたず、明治三〇年代の大規模土地松下への移行、商業的農業の端初的形成とともに、それ以前までの自営的部分を廃止して小作制農場へ

全面的に移行する。この北海道の処女地に成長・展開する地主的土地所有は、土地取得の当初においては、小作料収取の経済的基盤が形成されていなかったために、つまり地主的土地所有形成の歴史をもたないために、開墾資本を投下して小作料収取の経済的地盤を作出せざるをえなかった「開発地主」だったのである。そしてこの土地所有は公租公課の重い負担から免かれて、広大な一集団地を取得したのである。そして、明治末期までには「辺境」性の喪失とともに、この北海道型地主という特殊性は漸次消失して府県地主と類似の寄生地主的所有に帰着するのである。⁽⁹⁾かくして、北海道地主制の輪郭は明治三〇年代に「開発地主」という形態にて成立し、明治末期までには北海道地主制は体制的に確立する。これは日本地主制の成立、確立の劃期と同一である。その後、この地主的土地所有は土地所有の不均衡を拡大するのであるが、大正中期の第一次大戦後の不況期に後退・凋落に転ずる。

五〇町歩以上地主数は北海道開拓の進展とともに増大し、大正中期をピークとしてそれ以後漸減する(第一表)。この減少傾向を所有規模別に検討すると、農地改革前では所有規模の大きくなるにつれて減少傾向が甚しくなっているが、ここで注目すべきことは、千町歩以上の巨大地主層が五〇―一二〇〇町歩地主層について強靱な存続を示しているということである。このよ

▲ノート▼北海道地主制の二段階規定

うに農地改革前における北海道地主の特質としては、五〇―一二〇〇町歩地主層と千町歩以上の巨大地主層とが強靱な存続を示していたということである。そして、このような所有規模別地主の推転動向の相違は、所有規模別の地主性格の相違から生じたものであろう。つまり、五〇―一二〇〇町歩地主層には小作料収入に依存する寄生的性格の濃厚なる地主が多く、これ等の地主は地主制の危機には耕作地主化によってこれに対応したためであり、中規模地主層の急減はこれ等の地主層に土地所有の経済的実現形態たる小作料を主要な収入源とする地主が少なく、商人、高利貸、農外事業経営者、高級サラリーマンが多いために、小作料収益を貸金利子、商業利潤、事業経営利潤等と対比して土地所有のうまみがなくなれば、素早く土地の売逃を行なったためと考えられる。千町歩以上巨大地主の強靱な存続は、これ等の地主には小作料収入を副次的とする第一級の地場資本、甜菜糖業資本、炭坑資本、銀行資本等の資本地主と学田地主、町村地主等の大土地所有者が圧倒的割合を示し、そして、農地改革前まで千町歩以上の巨大不在地主として所有面積を漸減せしめながらも強固に現存していたことによるものである(第二表)。⁽¹⁰⁾

北海道地主制後退の劃期はつぎの三つに分けることができる。北海道地主制の後退は第一次大戦後の不況期、畑作農業の危機

模別・居住地別戸数の推移

(単位：戸)

在 地 主												合 計							
道 外						計													
大 9	正 年	昭 15	和 年	昭 20	和 年	大 9	正 年	昭 15	和 年	昭 20	和 年	大 9	正 年	大 13	正 年	昭 15	和 年	昭 20	和 年
	73		69		57		259		252		211		562		413		481		424
	45		37		34		169		134		117		286		210		204		177
	21		15		13		47		39		30		80		57		57		47
	26		12		9		54		20		15		77		57		34		28
	8		4		3		14		10		8		19		24		12		10
	7		3		3		12		7		6		19		13		7		6
	9		7		6		12		9		8		15		13		10		9
	189		147		125		567		471		395		1,058		787		805		701
	100		94.5		78.1		100		97.3		81.5		100		74.5		85.6		75.4
	100		82.2		75.6		100		79.3		69.2		100		73.4		71.3		61.9
	100		71.4		61.9		100		83.0		63.8		100		71.3		71.3		58.8
	100		46.2		34.6		100		37.0		27.8		100		74.0		44.1		36.4
	100		50.0		37.5		100		71.4		57.1		100		126.3		63.2		52.6
	100		42.9		42.9		100		58.3		50.0		100		68.4		36.8		31.6
	100		77.8		66.7		100		75.0		66.7		100		86.7		66.7		60.0
	100		77.8		66.1		100		83.1		69.7		100		74.4		76.1		66.3

北海道地主制の二段階規定

計作成.
り集計作成.

二六〇

＝農民経営の危機、小作争議・農民運動の胎動とともにはじまり、これが地主的土地所有後退の端初をなす第一の転機であり、これにつづく第二の転機は水田における自小作中農、畑作における自作中農の前進期、小作争議・農民運動の発展期、昭和恐慌、冷害・凶作の重奏期たる昭和初期であり、地主制凋落の第三の劃期は戦時經濟期における土地所有の戦時国家独占資本主義的統制期である。

このような地主制後退の劃期は府県地主のそれと同様であるが、その内実を系譜別地主類型の推移からみると、つぎの如き北海道的特質が指摘できるのである。つまり、地主制後退の第一、第二の劃期では農家經濟の逼迫、小作料の減少、地価の相対的騰貴によって（統計表省略）小作料収入に依存する寄生地主的土地所有が衰退し（華族地主、組合・会社地主、農業地主。第三、

第1表 50町歩以上地主の所有規

		在 住 地 主						不 内					
								道					
		大 9	正 年	昭 15	和 年	昭 20	和 年	大 9	正 年	昭 15	和 年	昭 20	和 年
実 数	50～ 100町		303		229		213		186		183		154
	100～ 200		117		70		60		124		97		83
	200～ 300		33		18		17		26		24		17
	300～ 500		23		14		13		28		8		6
	500～ 700		5		2		2		6		6		5
	700～1,000		7		—		—		5		4		3
	1,000町～		3		1		1		3		2		2
	合 計		491		334		306		378		324		270
大正9年を100とした指数	50～ 100町		100		75.6		70.3		100		98.4		82.8
	100～ 200		100		59.8		51.3		100		78.2		66.9
	200～ 300		100		54.5		51.5		100		92.3		65.4
	300～ 500		100		60.9		56.5		100		28.6		21.4
	500～ 700		100		40.0		40.0		100		100.0		83.3
	700～1,000		100		—		—		100		80.0		60.0
	1,000町～		100		33.3		33.3		100		66.7		66.7
	合 計		100		68.0		62.3		100		85.7		71.4

1. 大正9年は北海道庁『五十町歩以上ノ地主』より集計作成。
居住地別集計は道庁所蔵、大正9年「農場台帳」と対照作成。
2. 大正13年は農林省農務局『五十町歩以上ノ大地主』より。
3. 昭和15年は北海道庁農政課『五十町歩以上ノ大地主調査』（道庁所蔵）より集
4. 昭和20年は北海道庁『北海道内五十町歩以上農地所有者名簿』（道庁所蔵）よ

四表）、小作料収入を第二義的とする第一級の地場資本、中央独占資本、銀行資本等の資本地主がこれに代り、かくして、明治—大正中期における北海道地主の典型が華族・政商地主であったとすれば、いまや資本地主が典型となる。第三の副期では各地主類型とも全般的に後退するが、資本地主の多くは農地改革前まで千町歩以上の巨大不在地主として君臨する。

注(8) 直営大農場が資本制の大農場ではなくして、小作制度と結合した半封建的性格のものであった事例については、蜂須賀農場（前掲、旗手論稿、(二)、二九頁参照）、開進会社農場、徳川農場、松平農場、赤心株式会社農場（高倉新一郎『北海道拓殖史』、昭和二年、一一五—一一七、一六七頁参照）等に見受けられることができる。この直営経営と小

第2表 資本地主の耕地所有状況（昭和20年）

（単位：町）

	田	畑	計
板谷商船株式会社	644	456	1,100
藤山要吉（良三）	266	592	858
相馬合名会社	221	849	1,070
新田帯革製造所	7	7,591	7,598
王子製紙株式会社	...	...	760
明治製糖株式会社	481	818	1,299
北海道製糖株式会社	12	4,951	4,971
帝国製糖株式会社	-	1,828	1,828
三井合名会社	132	1,241	1,373
北海道炭鉱汽船株式会社	132	1,688	1,820
三菱鉱山株式会社	20	500	520
明治乳業株式会社	...	...	448
北海道拓殖銀行	2,958	2,523	5,481
（北海道大学）	...	...	3,428
（北海道庁地方費）	170	1,626	1,796
（高島長政）	44	1,343	1,387
（江部乙村）	485	560	1,045
（北越殖民株式会社）	232	848	1,080
（赤心株式会社）	156	866	1,022
（中村豊次郎）	641	259	900
（徳川慶勝）	...	...	804
（蜂須賀正韶）	646	137	783

1. 『北海道内五十町歩以上農地所有者名簿』（昭和20年，道庁所蔵），その他より作成。

2. （ ）内は資本地主以外の700町歩以上地主である。

▲ノット▽ 北海道地主制の二段階規定

二六二

作経営との結合による経営方式が長期にわたって典型的に行なわれたのは大牧場経営であって、牧場経営に必要な労働力は小作経営から恒常的に補充されていたのである。例えば前田利為侯の所有する農場では（石狩国札幌郡篠路村字茨戸、札幌郡手稲村字軽川）「農場ニテ需要スル労働者ニシテ之ヲ三十五年頃（明治一筆者）ニ溯リテ觀察スルニ茨戸ハ小作人ヲ臨時雇トシテ使用セシモ：軽川支場ニアリテハ小作人多キヲ以テ大部分ハ之ヲ以テ供給スレドモ又多少ノ出稼人ヲ以テ補

事例については『殖民公報』に多く見受けることができ、（高島牧場―第二四号、柳田牧場―第三六号、福沢牧場―第七四号、佐々木牧場、第七七号、栗林牧場―第八二号）、この場合特徴的なことは小作経営の設定が労働力の恒常的確保の必要より生じたために、貸付地の小作料は無料または極めて低廉であったという点である。その他小作制農場より飼料を現物地代として徴収し、牧場経営の労働力を実質的に軽減している牧場も存在する（大塚牧場、右同、第三三三号）。

充セリ：」（北海道農会『北海道農業経営法一斑』、「牧畜経営法」、一五―一六頁、明治四一年）、また豊島牧場（釧路国釧路郡釧路町、鳥取町）では一五戸の小作人を収容し、「一戸に付約五町歩の土地を無料にて耕作せしむ、これ臨時労働者を要する場合相当の賃金を以て之を便役する便を得んが為めなり：」（北海道庁『殖民公報』第四二号、明治四一年）。その他小作制度による労働力の恒常的確保の

第3表 700 町歩以上地主の耕地所有状況 (大正9年)

(単位:町)

	田	畑	計		田	畑	計
峰須賀正勝	1,057.3	2,626.0	3,683.3	齊藤弥三郎	150.0	600.0	750.0
徳川正勝	-	2,000.0	2,000.0	北海殖産会社	-	3,525.6	3,525.6
松平直亮	906.6	6.9	913.5	新田帯革製造所	-	1,257.4	1,257.4
北越殖民株式会社	1.7	2,128.7	2,130.4	富士製紙株式会社	-	2,027.3	2,027.3
合資会社知内農場	5.0	1,190.2	1,195.2	北海道製糖株式会社	-	1,549.8	1,549.8
合資会社利明農場	-	1,041.8	1,041.8	北海道炭坑汽船株式会社	16.0	842.2	858.2
広部殖産名合会社	204.0	828.6	1,032.6	極東煉乳株式会社	1.9	813.0	814.9
旭農場合資会社	223.2	658.0	881.2	佐坂俊次郎	381.0	1,090.0	1,471.0
赤心株式会社	142.3	688.7	831.0	赤羽豊次郎	18.9	1,350.0	1,368.9
函館(豊場)	-	792.1	792.1	中山村條太郎	356.0	666.8	1,042.8
高島嘉右衛門(長政)	30.0	700.0	700.0	吉田善樹	5.1	944.9	950.0
金原明善	2.4	726.2	728.6	阿部三間	-	919.1	919.1
東山農事株式会社	-	8,096.0	8,096.0	本森樹隆	-	798.8	798.8
三井合名会社	-	4,533.7	4,533.7	北海大	125.6	3,986.7	4,112.3
十勝開鑿株式会社	33.2	3,622.5	3,655.7	板谷商船株式会社	1.1	723.0	724.1
藤山要吉(良三)	3,199.4	2,116.9	5,316.3	江村	12.7	889.1	901.8

1. *印は大正13年の数字である.

2. **東山農事株式会社(三菱)の8,096.0町歩は山林、原野を含めたものではないかと思われる.『殖民公報』(第98号,大正6年)には8,145町歩所有の面積中、農耕適地は3,000町歩とされている.

3. 本表と第1表の700~1,000町歩,1,000町歩以上所有者数及び面積が一致しないのは,前者は属地主義統計であり,後者はこれを属人主義に集計しなおしたためである.

4. 大正9年は北海道庁『五十町歩以上ノ地主』,大正13年は農林省農務局『五十町歩以上ノ大地主』より集計したものである.

第4表 主要華族の耕地所有状況（大正9年，昭和20年）

（単位：町）

	田		畑		計	
	大正9年	昭和20年	大正9年	昭和20年	大正9年	昭和20年
蜂須賀正韶（茂韶）	1,057.3	646.0	2,626.0	137.0	3,683.3	783.0
徳川慶勝（義親）	-		2,000.0		2,000.0	804.7
松平直亮	906.6	-	6.9	-	913.5	-
池田仲博	2.0		690.8		692.8	17.0
加藤泰秋	-	-	589.5	-	589.5	-
曾我祐準	-	-	565.3	-	565.3	-
高橋是賢	-	13.0	459.8	384.0	459.8	397.0
前田利為（利一）	8.6	-	424.8	-	433.4	-
高木兼寛	215.5	246.0	182.7	136.0	398.2	382.0
戸田康泰（康保）	117.6	180.0	259.1	300.0	376.7	480.0
伊達正人	25.0	20.0	344.0	69.0	369.0	89.0
島津忠重	130.4	-	225.4	-	355.8	-
京津高徳	21.2	215.0	262.6	195.0	283.8	410.0
津軽敬承	9.4	-	149.3	-	158.7	-
岩村八作	11.0	-	140.9	-	151.9	-
品川弥一	2.0	-	50.0	-	52.0	-
日野西光傳	-	-	51.7	-	51.7	-
堀田正恒	-	313.0	-	308.0	-	621.0

北海道地主制の二段階規定

大正9年は北海道庁『五十町歩以上の地主』，昭和20年は北海道庁『北海道内五十町歩以上地主所有者名簿』（道庁所蔵）より集計作成。

その他北海道庁『産業調査報告書』第七卷（其一）（大正四年）では、牧場経営における小作制度の設定を「牧場ノ経営上農閑期ヲ利用シテ牧場ノ作業ニ従事セシメントスルニ起因スルモノニシテ必スシモ牧場経営ヨリ土地利用ノ得策ナルニ非ラサルカ如ク極メテ適當ナル方法ト認ムヘシ」（二〇五頁）として公認しており、この小作制度を採用した牧場経営はかなり一般化していたのではないかと考えられる。

ロシアにおける「雇役制度」は賦役経済制度と資本制経済制度との結合したものであって、これは当時のロシア農業を「全一的に支配」していたものである。そしてこの「雇役制度」は「賦役制度の端的な直接の遺物」であり、「賦役から資本主義への橋渡し」（レーニン「一九世紀末のロシアにおける農業問題」、全集第一五卷、六七頁）であるという経済の本質をもつものである。賦役の直接的遺物としての雇役は、農民層の分解が緩慢なために存在する中農だけがなしうる雇役であり、賦役から資本主義への橋渡しをなす雇役は農村プロレタ

リアも行ないうる雇役であり、これは事実上の農村労働者に転化した貧農のなしうる雇役であり、「資本主義への直接的移行」をなす経済制度である（『ロシアにおける資本主義の発展』、全集第三卷、一九六頁）。この雇役農民の行なう借地は「賦役経済の単なる名残りであり、そして一片の土地を分与することによって領主に農村労働者を確保する」（右同、一九〇頁）手段として役立つのである。

(9) このように北海道型地主が、封建制度のもとにおける地主的土地所有形成の経歴を欠き、地主直営経営がいわゆる「豪農」自営の形態をとらなかつたという府県地主との差別性にもかかわらず、明治末期以後の地主的土地所有の発展段階の、府県、北海道の類似を来した要因は何であろうか。この問題を考えるに際して、レーニンがロシア農業のブルジョアの進化にたいして有する「辺境」の経済的意義を、ロシアの中央部の農奴制の残存物（この残存物の磨絶が第一次革命における農民の土地闘争の核心であった）との関連で、つぎのようにのべているのは示唆に富む。「ロシアの農民は農奴制的巨大土地所有によっておさえつけられているから――だから、ロシアの全領域に人口を自由に分散居住させることも、ロシアの広大な辺境地方の土地を合理的に経済上利用することも、信じがたいほど

妨げられている。また、農奴制的巨大土地所有がロシアの農民をうちのめされた状態につなぎとめ、雇役と債務奴隷制とによって土地経営のもつともおくれたやり方と方法を永久化しているから――だから、ロシアの未開発地のうちから、いまわれわれが利用している土地とは比べものにならないほど多くの土地を、経済上利用するために必要な、農民大衆の技術的進歩と知的向上も、その自立性、教養、イニシアティブの向上をもむなしくなっている。なぜなら、農奴制的巨大土地所有と農業における債務奴隷制の支配こそは、それに照応する政治的上部構造、すなわち、国家における黒百人組的地主の支配、住民の無権利、行政におけるグルコリドヴァーリ的方法（官金の横領、投機、着服）の普及、その他等々を意味しているからである」。

（一九〇五―一九〇七年のロシア革命における社会民主党的農業綱領」、全集第一三卷、二四七頁。なお同書二四九頁、前掲、「一九世紀末のロシアにおける農業問題」、六四―六五頁参照）。

(10) 詳細については拙稿「北海道における大地主階級の変貌過程」、一三四―一三五頁（『本誌』第一五卷第三号）参照。なお、府県地主の場合には所有規模の大きい地主ほど、後退傾向が顕著である。このことについては『農地改革顛末概要』（昭和二六年）八一―八

△ノット▽ 北海道地主制の二段階規定

三頁、東畑精一・宇野弘藏編『日本資本主義と農業』（昭和三四年）、三二六―三二七頁参照。山田盛太郎氏は北海道地主の推転過程の特徴として空知支庁の農地改革前の開放面積と農地改革時の開放面積を対比して、「一般に大農場程、早く分解を遂げており、従って、農地改革直前に既に従来の農場規模の喪失甚だしいものは大農場である。」（『農地改革顛末概要』、八二三頁）といわれ、これを北海道地主の動向に一般化され、さらに府県地主の分解傾向が北海道大地主の場合には顕著に現われていると指摘されているが、空知支庁は水田地帯で自作農創設維持事業の進んでいた地域であるので（北海道庁『北海道農地改革史』（下、二二四頁）、空知支庁の地主の動向を北海道地主全般の動向に一般化することはできず、北海道地主の分解傾向の特質は前述の如く千町歩巨大地主（その典型は資本地主）の強靱な存続であり、この存続の内実こそ検討さるべき重要な問題であろう。

（11） 前掲拙稿、一四九―一六四頁参照。

三、農民的小経営の発展段階

地主的土地所有の存立基盤であり、且つ地主的土地所有に規制され、これと対抗関係にある農民的小経営の展開構造はつぎの如きものであった。北海道農業は原料農産物を中心とした官

営の商品生産が開拓初期から行なわれていたとはいえ、当時において一般的には自給経済が支配的であって、農民的小経営は自然経済の論理に規定されていたと考えられる。そして明治三〇年代には穀菽農業を中心とした商業的農業・農民的商品生産の端初的形成がはじまり、商品経済の論理が貫徹しはじめ、農民は小商品生産者となる。この商品経済の論理が支配的法則として農民的小経営を把握するに至るのは第一次大戦時の豆ブーム期であり、この時期に商業的農業は飛躍的な展開をなす。そして、第一次大戦後の不況期には北海道農業——地力収奪的粗放農業——は地力維持・集約輪作農業への再編成をせまられるのであるが、大正後期は不況と交錯して混沌状態を呈し、この商業的農業が地主制のもとで本格的な展開を示すのは昭和初期からである。

この農民的小経営の展開構造を農民層分解の視点よりみると、昭和初期以後、農民層分解の形態は自小作前進型をとるが、これを経営面積広狭別動向とかみ合わせると、そう明瞭なかたちで検出することはできないが、水田地帯では自小作中農、畑作地帯では自作中農の前進・増大が確認できる（統計表省略）。この農民層分解の形態を経営構造（土地生産性、労働生産性、資本集約度、資本構成度）よりみると、水田経営では自小作中農、畑作経営では自作中農が最もすぐれていて、これ等の階層が最

高の生産力水準を示し、生産力発展の担当層であることがわかる⁽¹²⁾。このような昭和初期以後の自小作中農及び自作中農の前進は農民的小経営への商品価値法則の部分貫徹によって、農民は小商品生産者として市場競争に参加し、そして生産力水準が農業経営の上向発展・経済競争の優勢を決定するきめ手となったことを示すものである。と同時に、自小作中農でも、生産力推進の担当層となりうるということは地主的土地所有の農民的小経営に対する圧力が減退・緩和されて、「地代範疇」の絶対的優位がくずれ、かくして農民の蓄積を増大させることが可能となったのである。しかし、この自小作中農層の前進が、ついには自作形態、地主的土地所有に旋回するという経済的基礎は地主的土地所有の圧力が農民的小経営の発展を阻止していたことを物語るものであり、ここにも、昭和初期以後の小作争議・農民運動激化の一根拠がみいだされるのである。

このように農民的小経営の構造は昭和初期を劃期として段階的に大きく区分さるべきではないかと考えられる。

北海道における小作慣行は明治末期までは払下面積の動向からみて、開墾小作慣行が広汎に存在していたと考えられ、明治末期から大正初期にかけて、これが普通小作慣行へ移行し、第一次大戦後においてこの移行が完了して普通小作慣行が成立したといえる⁽¹³⁾。北海道の小作慣行の推移は一般的には

以上の如く時期別に区分することができるのであるが、開拓進展の地域的差異によって、この小作慣行の移行、普通小作慣行成立の時期が相異なることはいうまでもない。そして、早期に開墾小作慣行から普通小作慣行へ移行した地域では、この普通小作慣行は早期に変移を蒙ったと考えられる。

この小作慣行の歴史的变化を経済外的強制的視点から考察すると、農民の人格的な非自立、身分的従属を規定した経済外的強制の体系は明治末期に成立し、大正後期より解体過程にあったとはいえ、大正期全般を通じては体系的に存続していたと考えられる。つまり、経済外的強制の体系はある側面では明治後期と同様であったが（小作権の不安定、所有の経営に対する絶対的優位、賦役義務規定の存続）、他面では解体のきざしがみえはじめている（小作料の前納という、小作人の土地への緊縛を計り同時に小作料確保の安全を計るという方策の減少）。

そして、昭和初期よりこの解体が本格化して、地主の小作人に対する「全一的支配」は不可能となり、経済外的強制は地主と小作人との力関係によって存続の濃淡を示し、局部的・分散的に存在することになる。それは、敷金、保証金の慣行、小作料前納慣行、地力維持のための耕作強制等が減少して、所有の経営に対する絶対的優位がくずれ、耕作権の安定が確立はじめ、農民運動の中心地たる水田中核地帯（空知、上川地方）で

は、作離料の取得が小作人の当然の権利となり、経済外的強制は部分的・個別的にしか存在しえなくなる⁽¹⁴⁾。

しかし、ここで注意すべきことは個々の地主の小作人の人格に対する直接的権力は体系的には存在しえなくなったのであるが、この地主規制力の弛緩を補強するものとして、小作農民の団結権・争議権の禁止、小作争議への官憲の介入強化、小作契約解除条件の厳密化等の措置によって制度的・法律的规定で、地主の規制力を全体として保持しようとしたことである。このような経済外的強制の体系的存在から分散的存在への移行は地主、小作人関係の人的結合・身分的關係より物的結合・経済的關係へ移行したことを示すものである。

このような地主、小作人関係の変化は、一方では地主的土地所有が華族・政商地主、組合・会社地主、農業地主より、商人・高利貸地主、地場資本地主、中央独占資本地主、銀行資本地主へとその担い手を変換したためであり、他方ではこの時期が農民運動の昂揚期であって、下からの力が経済外的強制の体系をほりくずしていったからだと考えられる。資本地主は土地所有の経済的な実現形態たる小作料収益を、農業以外の部面の資本投下利益と対比して、土地所持の経済的效果を判断するのであり、かかる資本地主と小作人との関係は小作料收取をめぐる経済的關係が中心となり、その他の地主の如く、「温情的・人

間的」関係は消失する。

かくして、地主的土地所有の影響力は小作人に対してのみ作用するに至り、しかも、自小作中農でも生産力推進の担い手となりうるということは、「地代範疇」の絶対的優位がくずれてきたことを意味し、明治維新以来の「自作農的土地所有」は地主的土地所有の影響力を縮小して「農民的分割地所有」に類比される土地所有に大きく接近するに至る。しかし、ここで注意すべきは、この時期に経済外的強制の解体が完了したということではなく、この解体が飛躍的に進行したということである。そして、個々の地主によるこの直接的支配力の弛緩は総地主的に法律的・制度的に補強されるのである。

このように経済外的強制の体系解体の端初は北海道地主制後退の第一の転機たる大正後期に生起し、そして経済外的強制の体系の解体、分散的存在への移行は地主的土地所有後退の第二の転機、北海道地主制のなかで資本地主進出の劃期たる昭和初期に生起したのである。

かくして、経済外的強制の体系、地主支配の構造は昭和初期を劃期として、段階的に相異なるものに移行したといえることができるであろう。

(注)(12) 拙稿「北海道における農業生産力担当層の推移について」三七—四三頁(『研究季報』第二三号、昭和三

五年）参照。

(13) 伊藤俊夫「小作慣行」二四七頁（前掲『北海道農地改革史』上）、時田民治「小作慣行統制の方向」、二八九頁（協調会『社会政策時報』第二三〇号、昭和十四年）参照。

(14) 小作慣行の歴史的变化については、明治中期は北海道庁案「北海道小作条例」草案並に理由書、内務省案「北海道小作法」草案並に理由書、明治後期は北海道庁『産業調査報告書』第五卷（大正四年）、北海道庁『北海道小作慣行調査』（大正二年）、大正後期は北海道庁『北海道ニ於ケル小作慣行調査』（大正一〇年）、北海道庁『北海道における小作契約実例調査』（大正一四年）、昭和期は北海道庁『北海道の小作事情（其ノ一）』（昭和五年）、北海道庁『小作慣行調査』（昭和一二年）、北海道庁『小作関係の調整』（昭和一三年）、その他大日本農会『本邦小作慣行』（大正一五年）、農林省『小作事情調査』（昭和一三年）参照。

四、北海道地主制の二段階規定

北海道地主制の推転過程を日本資本主義の発展段階との関連で見ると、明治二〇―三〇年代を劃期として巨大大政商資本の産業資本への転化が行なわれて日本資本主義は体制的に成立するの

△ノート▽ 北海道地主制の二段階規定

であるが、この時期に旧領主、公家、高級官僚群が北海道への土地取得に大規模にのりだしてき、さらにこれより若干おくれで中央財閥たる三井、三菱、大倉、渋沢等も北海道への巨大な土地取得に進出し（第五表）、資本自身が土地所有者となり、資本と地主との一心同体的共棲関係が成立する。かくして、この時期に北海道地主制の輪郭は形成されるのである。そして、新旧華族は巨大大地所有者として貴族院を自己の利益擁護の場とする。このように地主的土地所有は国家権力の構成の要素として編入され、日本資本主義の構造的一環に組み込まれて、資本と地主とのブロック権力を構成する。日本資本主義は日清、日露の戦争を通じて体制的な確立をとげるのであるが、この時期に北海道地主制は北海道型地主を脱却して府県地主と同類の寄生地主的土地所有として確立するに至る。

日本資本主義は第一次大戦を劃期として独占段階にはいるのであるが、この時期に日本地主制は後退・凋落に転じ、地主的土地所有は権力構成の一翼であるとはいえ、以前の如く資本とは対等の発言権をもたず、資本にとっては目下の従属的共存者となる。

地主制の危機に対応して府県地主は小作料収入に依存する経済構造から、小規模地主は地主自作へ、大規模地主は農外事業経営者、株式投資へと転身して、地主的土地所有の部分的な変

方法、主要農作物及び創設年月

(単位:町)

所有面積	経営方法	主要農作物	創設年月
2,385.0	小作農業単営	馬鈴薯, 穀 菽 類	明治10年11月
764.6	〃	米, 穀 菽 類	16
137.0	〃	穀 菽 類	24
442.1	〃	〃	24
212.4	〃	〃	25
129.6	〃	〃	32. 2
228.0	〃	米, 穀 菽 類	25
6,249.8	〃	〃	26. 3
1,230.9	〃	〃	26. 3
151.5	〃	穀 菽 類	26.11
1,333.1	小作自営農牧兼営	米, 馬鈴薯, 穀菽類	27.11
889.0	小作農業単営	米, 穀 菽 類	27
1,910.0	〃	穀 菽 類	大正 2
327.6	自作小作農牧兼営	牧 草, 亜 麻	明治27. 7
1,673.5	〃	牧 草, 燕 麥	28.12
358.6	自作農業単営	馬鈴薯, 穀 菽 類	28.12
1,685.6	小作農業単営	〃	29
383.8	〃	米, 穀 菽 類	30. 9
700.0	〃	穀 菽 類	31
5,383.0	小作自作農牧兼営	馬鈴薯, 穀 菽 類	31
1,685.4	小作農業単営	穀 菽 類	33
149.4	〃	〃	37.10
50.0	〃	〃	40
30.0	〃	米, 穀 菽 類	40
15.0	〃	穀 菽 類	40
1,461.0	〃	〃	43. 1
1,010.0	〃	〃	45. 4
8,215.1	〃	〃	?
5,235.3	〃	〃	大正 4. 2
1,275.0	〃	〃	4. 5

△ノット▽ 北海道地主制の二段階規定

第5表 華族農場の所在地，面積，経営

ノット 北海道地主制の二段階規定

二七一

所 有 者	農 場 所 在 地
徳川義親(侯)	渡島支庁 山越郡八雲村字砂蘭部
品川弥一(子)	檜山支庁 爾志郡乙部村字支小川
加藤泰秋(子)	胆振支庁 有珠郡壮瞥村字仲洞爺
加藤泰秋(子)	後志支庁 虻田郡真狩村字留寿都
加藤泰秋(子)	胆振支庁 虻田郡虻田村字ポロモイ
加藤泰秋(子)	〃 有珠郡壮瞥村字仲洞爺
高木兼寛(男)	空知支庁 夕張郡角田村
蜂須賀茂韶(侯)	〃 雨竜郡雨竜村
戸田康保(子)	〃 〃
岩村八作(男)	〃 樺戸郡浦臼村字晩生内
松平直亮(伯)	上川支庁 上川郡鷹栖村字近文
堀田正恒(伯)	空知支庁 夕張郡角田村
堀田正恒(伯)	十勝支庁 (十勝郡中川郡)河東郡音更村
前田利一(侯)	石狩支庁 札幌郡篠路村字茨戸
前田利一(侯)	〃 札幌郡手稲村大字下手稲村字輕川
京極高德(子)	空知支庁 空知郡貝沼村
池田仲博(侯)	十勝支庁 中川郡池田村
島津忠備(子)	上川支庁 空知郡上富良野村
仁礼景助(子)	十勝支庁 河東郡音更村下音更
十勝開墾合資会社 (出資者波沢男爵外5名)	〃 上川郡人舞村字熊牛
曾我祐準(子)	後志支庁 虻田郡狩太村
島津長丸(男)	渡島支庁 山越郡長万部村字ボクサタナイ
夷吉安純(子)	空知支庁 夕張郡長沼村
夷吉安純(子)	〃 夕張郡角田村
池田兼斉(男)	〃 夕張郡長沼村
高橋是賢(男)	胆振支庁 有珠郡伊達村大字黄金薬
岩崎久弥(男)	石狩支庁 札幌郡篠路村
岩崎久弥(男)	宗谷支庁 宗谷郡猿払村
三井合名会社	網走支庁 斜里郡斜里村
佐藤進(男)	十勝支庁 中川郡本別村

北海道庁「華族農場調」(『大正9年北海道農場名簿』，道庁農地課所蔵)より

質過程が進行する。この時期に北海道地主制は小作料収入に寄生する華族地主、組合・会社地主、農業地主等の後退が顕著で、これに代って小作料収入を副次的・従属的とする第一級の地場資本（地方財閥）、中央独占資本、銀行資本等の資本地主が進出しはじめ、昭和初期には千町歩以上の巨大地主としての姿態を整える。このような資本地主による土地所有は府県における地主的土地所有の如く、小作料収入はその比重を漸減するが、依然として第一義的意味をもつという部分的変質乃至転身という形態をとるものではなく、個別資本の再生産過程に間接的に組み込まれた土地所有であって（直営大経営ではない）、小作料収入は全く第二義的な目的しかもちえないものとなる。ここに府県地主と北海道地主の推転形態の差異がある。

しかし、この時期が府県地主、北海道地主ともに、前者が部分的変質の進行、後者が資本地主という形態での部分的変質（この部分的変質は府県地主の局部的変質を量的に拡大・発展したもの、「辺境」地・北海道における資本と地主との共棲関係の特質・資本による農業把握の特異性）という意味で、これまでの地主的土地所有と段階的に区別さるべき土地所有に移行したという点では同一性を有しているのである（段階的移行の時期が異なるとはいえ）。

勿論北海道地主のなかでも、地代に依存する寄生地主的土地

所有で、農地改革前まで存続した地主は府県地主と同様、第一次大戦後の地主制後退の第一の転機を劃期として、地主自作化、酪農経営、造田、山林経営、株式投下、農外事業経営等を行なう部分的な変質乃至転身を行なったことはいうまでもないが、これ等の地主は巨大地主の典型ではなく、巨大地主の支配的なものは前述の如く資本地主である。かくして、府県地主制及び北海道地主制は前者は一般的には第一次大戦後、後者は昭和初期を劃期として段階的に区分さるべき土地所有に移行したということができるであろう。

このように北海道地主制の推移を日本資本主義の発展段階と、小農民的経営の発展段階を媒介環として検討するとき、北海道地主制の二段階規定が可能となる。つまり昭和初期を劃期として地主的土地所有は段階的に相異なる土地所有に転化する。昭和初期以前の地主的土地所有は明治三〇年代に「開發地主」としてその原型が形成された、小作料収入に依存する寄生地主的土地所有であったが、昭和初期を劃期としてこれ等の地主的土地所有の後退が決定的となり、これに代って第一級の地場資本、中央独占資本、銀行資本の進出が積極的となつて、道内・道外資本地主が千町歩以上の巨大地主として君臨するに至る。そして、この資本地主は農地改革前まで、千町歩以上の巨大不在地主として現存する。

この農地改革前後の北海道地主の典型たる資本地主による土地所有は、單なる「地主制の論理」をもつては規定しえない土地所有であつて、資本が土地所有を直接的に利用し、媒介として自己増殖をとげる機構のなかに編入した土地所有である。かかる意味で資本地主による土地所有は「資本の論理」を加味せずしては理解しえない土地所有である。つまり糖業資本による土地所有は原料甜菜の安価なしかも確実な保有が第一義的意味をもち、炭坑資本、製紙資本による土地所有は山林労働者の低賃金での確保が第一義的意味をもち、地場資本による土地所有は貨幣資本借入れのための担保物権として第一義的意味をもつ。そして、小作料収入は副次的・從属的意味しかもちえなくなる。これを資本（貨幣資本）の運動式から示すと、産業資本の循環式は $G \rightarrow W \xrightarrow{Pm \dots A} P \dots W' \xrightarrow{G \dots g} G + t$ として表示しうるのであるが、第一級の地場資本による土地所有は貨幣資本（G）の借入れのための担保としての経済的意味をもち、糖業資本による土地所有は生産手段（Pm）中の原料を低廉にしかも確実に保有する手段として、炭坑資本、製紙資本による土地所有は造林、伐木、積み出し等の林内労働力（A）の低廉な確保のための手段としての経済的意味をもつていたのであり、小作料収入は第二義的意味しかもちえなかつたのである。

以上半封建的農業構造の根本的矛盾の二つの側面をなす地主

▲ノート▼ 北海道地主制の二段階規定

的土地所有と農民的小経営とを、歴史的に考察したのであるが、矛盾の一方の側面をなす地主的土地所有は、昭和初期を劃期として單なる「地主制の論理」では把握しえない資本地主に変質し、他方の側面をなす農民的小経営は、水田地帯では（農民運動の激關地）自小作中農層が生産力發展の担当層として、「地代範疇」の絶対的優位をほりくずして、小商品生産者として市場競争に参加し、農業経営の向上的發展の先頭にたつ（地主制のもとでの商業的農業の本格的展開期）。これと関連して、経済外的強制の体系は農民運動の昂揚、地主的土地所有者の交代によって、局部的・分散的にしか存続しえないものとなる。この根本的矛盾の両側面の昭和初期を劃期とした変化が北海道地主制の二段階規定を可能ならしめた要因であるが、この根本的矛盾に規定された大小さまざまな矛盾の変化は北海道地主制的部分的変質を生起して小段階を形成する。そして、この小段階はつぎの四つに分けうると考えられる。

(一) まず第一の小段階は、(イ)明治三〇年代の商業的農業の端初的形成期、(ロ)府県小作農民の北海道への大量移住期、(ハ)地主経営の「雇役制度」に類比される直営大農場が消滅して全面的に小作制大農場（「開墾地主」という形態をとつた寄生地主的土地所有）へ移行する時期、(ニ)経済外的強制の体系の形成期、一言でいえば北海道地主制の成立期がこれにあたる。

(二) 第二の小段階は、(イ)明治末期の道内農民層分解の恒常化、(ロ)経済外的強制の体系の成立、(ハ)北海道型地主の府県地主への類似化の時期がこれにあたり、いわば北海道地主制の確立期。

(三) 第三の小段階は、(イ)第一次大戦後の畑作農業の危機時、(ロ)農民運動の胎動期、(ハ)小作料寄生の地主的土地所有の後退が起り、資本地主の進出が顕著となり、華族地主、政商地主、農業地主と道内・道外資本地主との併存期、(ニ)経済外的強制の体系の弛緩しはじめる時期―北海道地主制後退の第一の転機がこれにあたる。

(四) 第四の小段階は、(イ)農民運動の停滞期、(ロ)資本地主の若干の後退期、(ハ)農業地主の積極的な土地売逃の行なわれる時期、いわば土地所有の戦時国家独占資本主義の統制期・北海道地主制後退の第三の転機がこれに相当する。⁽¹⁸⁾

日本地主制の体系的把握の一環として、北海道地主制の推転過程を総括的に検討した研究は皆無であるが、それは北海道地主が日本地主制のなかで正しく位置づけられてなく、北海道地主制の後來性、特殊性を固定化して、その特異性のみを強調したためである。北海道地主については山田盛太郎氏は地主類型の第三型として「北海道千町歩地主と藤田農場とは、謂わば原始的蓄積の段階において一種の原蓄過程として、明治廿年代以降の北海道『土地払下』

開墾や干拓によって成立した後來的農場で、一団地の形のもので：東北―新潟の場合のそれとは、成因と構成を異にする。⁽¹⁹⁾とのべ、北海道千町歩地主の典型として、華族農場と御料地農場をあげておられる。そして、華族農場は「原蓄期開墾地主」として公租公課の重い負担から免かれていることが特徴的であるとし、この開墾地主は広大な一集団地を所有することから、小作人労働力結集の場となり、農民運動激闘の場となると指摘して、北海道千町歩地主の典型―華族農場を農民闘争との関連で特徴づけられている。このような北海道地主の特質については別に異論をさしはさむものではないが、地主類型の一つとして北海道型地主を発生史的に摘出するならば、この地主類型の推移を北海道地主制全般の展開・消滅過程からもその特徴づけを行わなければならない、その類型摘出の意義が生きてこないであろう。

⁽²¹⁾ ここで日本地主制の段階的把握の見直しだけをのべておくと、日本地主制の場合には明治二〇―三〇年代を劃期として、権力構成の一翼に編入されて体制的に成立した地主的土地所有と、それ以前の幕藩体制中期以後に端初的に形成され、明治維新による領主的土地所有の妥協的解消、地租改正によって本格的に展開した地主的土地所有とは段階

的に区別さるべきであり、さらには大正中期の日本資本主義の独占段階への本格的移行、日本地主制の後退・凋落の転機以後（小作争議・農民運動の本格的展開期、自小作中農層の前進期）の地主制はそれ以前の地主的土地所有と段階的に区別さるべきだと考える。かくして、日本地主制の三段階的把握が可能となる。北海道地主制の場合では、日本（府県）地主制のように、地主的土地所有生成の歴史をもたないので、二段階規定しかできないのである。なお、日本地主制の段階規定に際して、その他の諸劃期（例えば地租改正、農民層分解形態の変化、地主的土地所有の戦時国家独占資本主義的統制期等）は小段階を劃期するものとして把握さるべきである。

注(15) これ等の資本地主のうち、銀行資本、糖業資本を除いてその多くは日清戦争後、特に日露戦争後の木材ブーム時に、木材の取得を目的として山林・牧場の取得にのりだしてきたのである。これが耕地所有の起源となるように考えられる。しかし数量的に確定することは資料の関係もあって甚だ困難である。一流の地場資本地主と中央独占資本地主は昭和初期以後耕地所有巨大地主の双壁であったが、山林所有においてもトップ・クラスにあった。注(10)の拙稿、一五八頁参照。

(16) 府県地主の部分的変質の状態については、さしあた

って、千町歩地主典型、山形県本間家の収入構成については山田盛太郎『日本農業生産力構造』（昭和三年）、七八頁、新潟県市島家については一二九頁、宮城県斎藤家については二五四頁参照。

(17) 資本制的生産にとって、工業原料の安価なしかも確實・豊富な保有が資本の目的に剰余価値の増大にとって、如何に重要な条件をなすかについては、マルクス『資本論』第三部、一七四—一八〇頁（邦訳、青木書店版）参照。

(18) 注(10)の拙稿、一六二頁参照、農地改革の影響についても同頁参照。

(19) 山田盛太郎、前掲書、四〇頁。

(20) 右同、七七頁。

(21) 日本地主制の段階論的把握の必要性を論理的に提起されたのは大石嘉一郎「農民層分解の論理と形態」（福島大学経済学会『商学論集』第二六卷第三号、昭和三年）と安孫子麟「日本地主制分析に関する一試論」（東北大学農学研究『農学研究所彙報』第二二卷第二—三号、昭和三年）であるが、この小論では段階的把握の理論的根拠が両者と異なることはいうまでもないが、ここでの主要課題は北海道地主制の体系的把握を、歴史的・実証的研究の一応の成果の上に、理論的に行なうことであった。北海道地主制の具体的

△ノート▽ 北海道地主制の二段階規定

二七六

・ 実証的研究については近く『北海道地主制史論』として発表する予定である。この小論では理論的側面に重点を置いたため、実証的部分が大きく省かれているので、その部分については同書を参照。

(22) 本稿では北海道地主制の包括的・体系的把握を段階区分を中心に行なったので、段階移行の過程或は連続性の側面は省略されているが、これについては前掲『北海道地主制史論』参照。